

● 海軍武官任用進級取扱規則

大正八年七月二十九日
達第百三十三號

改正 大正九年第六〇號、第一九六號、一〇八年第一號、第一一二三號、一一年第十三

八號、一二年第三五號、第一一二號、一三年第二〇號、昭和二年第三五號、
第一一八號、三年第三五號、六年第一二八號、七年第三八號、八年第一〇八號、
九年第一一二一號、一〇年第七二號、一二年第三八號、第一八七號、一三年第
一三八號、一四年第三號、第二三三號、第二〇三號、一五年第一一二三號、第二
〇三號、一六年第九六號、第一七七號、第二〇二號、第三七九號、一七年第五
七號、第三三六號、一八年第一三四號、一九年第一二〇四號、第三五一號

海軍武官任用進級取扱規則左ノ通改正ス

海軍武官任用進級取扱規則

總則 第一條 拔擢名簿及候補名簿ハ別ニ規定アルモノヲ除クノ外本

職ノ系統ニ依リ調製スルモノトス

學生練習生ハ之ヲ職ト看做ス

第二條 拔擢名簿及候補名簿ハ高等官ニ非サレハ之ヲ調製スル

コトヲ得ス

文官ハ武官ノ拔擢名簿及候補名簿ヲ調製スルコトヲ得ス但シ

武官ヲ以テ充ツヘキ者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三條 候補名簿調製官及拔擢名簿調製官ヲ別表第一號ノ通定

ム

第四條 海軍武官ノ實役停年計算期日、拔擢名簿調製期日及拔

擢名簿候補名簿進達(移牒)期限ヲ別表第二號ノ通定ム

第五條 所定ノ調製官第二條ノ規定ニ依リ拔擢名簿又ハ候補名
簿ヲ調製スルコトヲ得サル場合ニ在リテハ次官又ハ其ノ直屬
上官タル廳長若ハ廳長ノ指定スル士官特務士官ヲ以テ調製官
トス但シ此ノ場合ニ於テ部下ニ對シ拔擢名簿ヲ調製スルコト
ヲ得サル諸官ハ拔擢ニ關スル所見ヲ調製官ニ通報スルモノト
ス

第六條 前諸條ノ規定ハ代理者ニ對シ之ヲ適用ス

第七條 兼職ノ系統ニ依ル拔擢名簿調製官ハ拔擢ニ關スル所見
ヲ本職ノ系統ニ依ル調製官ニ通報スルモノトス

第八條 拔擢名簿調製官ヨリ下級ノ士官特務士官及准士官ハ其

ノ部下ノ拔擢ニ關スル所見ヲ調製官ニ陳述スルコトヲ得
シ候補者ト同等官以下ノ者ハ此ノ議ニ參與セシメサルモノト
シ候補者ト同等官以下ノ者ハ此ノ議ニ參與セシメサルモノト

ス

第十條 拔擢名簿調製官ハ海軍武官進級令(以下單ニ進級令ト稱ス)ニ依リ佐官尉官ノ進級ニ適スル者ニ就キ拔擢名簿様式第一ヲ調製シ之ヲ候

評點ト試験成績、性格、技能、品行等ヲ參酌シテ拔擢名簿
様式ヲ調製シ之ヲ在籍鎮守府司令長官ニ進達スヘシ
第四

第十一條 候補名簿調製官ハ佐官尉官ノ進級候補名簿様式第三ヲ調製シ之ヲ海軍大臣ニ進達スヘシ

第十二條 拔擢名簿調製官ハ海軍武官任用令(以下單ニ任用令ト稱ス)ニ依リ特務士官ノ任用ニ適スル者ニ就キ拔擢名簿(様式ヲ、進級令ニ依リ特務士官ノ進級ニ適スル者ニ就キ拔擢名簿(第二様式ヲ、進級令ニ在籍鎮守府司令長官ニ進達又ハ移牒スヘシ)

第十三條 在籍鎮守府司令長官ハ特務士官任用候補名簿及進級候補名簿様式第三ヲ調製シ之ヲ海軍大臣ニ進達スヘシ

第十四條 任用進級實役停年ヲ有スル佐官尉官特務士官及准士官ニシテ拔擢名簿調製期日前一箇月以内ニ所屬ヲ變更シタル

トキハ舊調製官ヨリ新調製官ニ自己ノ意見ヲ移牒スヘシ

官及兵長中任用又ハ進級ニ適スル者ニ勤務評點ヲ付與シ此ノ

第十八條 鎮守府司令長官ハ下士官任用進級決定候補名簿様式第五

ヲ調製スヘシ

第十九條 前條ノ決定候補名簿ハ其ノ調製ノ時ヨリ次回調製ノ時迄效力ヲ有スルモノトス

第二十條 被拔擢者拔擢名簿調製期日ニ所屬ヲ變更シタルトキハ其ノ拔擢名簿ハ舊所屬ニ於テ調製スルモノトス

ハ其ノ拔擢名簿調製期日ニ所屬ヲ變更シタルトキハ其ノ拔擢名簿ハ舊所屬ニ於テ調製スルモノトス

第二十一條 戰時又ハ事變ノ際ハ海軍大臣ハ期限ニ拘ラス佐官、尉官及特務士官ノ任用進級候補名簿又ハ下士官ノ任用進級決定候補名簿ヲ調製セシムルコトアルヘシ

第二十二條 拔擢名簿調製官ハ任用進級實役停年ヲ有スル者ニシテ

シテ拔擢名簿ニ登載セサリシ者アルトキハ其ノ官職氏名ニ拔擢名簿ニ登載セサリシ事由ヲ附シ候補名簿調製官ニ報告スヘシ

第二十四條 拔擢名簿調製後該名簿ニ登載シタル者ニシテ任用進級セシムヘカラサル事由ヲ生シタルトキハ現在所屬ノ調製官ヨリ事由ヲ具シ速ニ其ノ旨候補名簿調製官ニ報告スヘシ位

勳功下士官任用進級者ニ限ル 氏名ニ異動ヲ生シタル者アルトキ其ノ異動

事項ニ付亦同シ

第二十五條 拔擢名簿、候補名簿及之ニ關聯セル文書ハ各順序ヲ經テ調製官所轄長ニ非サルトキハ所轄長之ヲ取扱メ 進達(移牒)スルモノトス

第二十六條 鎮守府司令長官ハ其ノ鎮守府ニ於ケル下士官ノ所要員ト現員トヲ比較シ其ノ缺員數以内ニ於テ下士官任用進級定員數ヲ定ムヘシ

第二十七條 鎮守府司令長官ハ其ノ等級二級以上ニ跨ルモノハ之ヲ合計シ各級ニ等分スヘシ若シ端數ヲ生シタルトキハ最下級ヨリ一名ツツヲ加ヘ順次上級ニ及ホスモノトス

候補者少數ナル爲或ル等級ニ於テ缺員ヲ生スルトキハ其ノ缺員數ニ相當スル員數ヲ其ノ下級ニ於テ過員ト爲スコトヲ得シ

第二十三條 拔擢名簿ニ登載シタル者其ノ所屬ヲ變更シタルトキハ舊調製官ヨリ新調製官ニ該名簿ニ登載セシ旨ヲ通知スヘシ

第二十四條 諸二ノ一五八

第二十七條 准士官ニ進級セシムヘキ員數ハ海軍大臣之ヲ告達ス

任用期

進

下士官ノ任用進級期日ハ五月一日及十一月一日ト
准士官ニ進級期日ハ十一月一日トス

特別ノ事由ニ依リ前項ノ期日ヲ變更スルトキ若ハ臨時ニ任用
シ准士官ニ進級期日ハ十一月一日トス
進級ヲ行フトキハ海軍大臣其ノ期日ヲ告達ス
鎮守府司令長官ハ准士官ニ進級ヲ行ヒタルトキハ之ヲ海軍大
臣ニ報告スヘシ

任用期

進

第二十八條 戰時又ハ事變ノ際任用令第二十三條第一號、第二
號又ハ進級令第十八條第一號、第二號若ハ第二十條ノ規定ヲ
適用スヘキ場合ハ海軍大臣之ヲ告達ス

第二十九條 戰時又ハ事變ノ際任用令第二十三條第一號、第二

ラサル變故ニ因リ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ危篤ニ陥リタル
者ノ任用進級ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル
公務ニ基因スル傷痍又ハ疾病ノ爲危篤ニ陥リタル者ノ任用進
級ヲ行ヒタルトキハ事由ヲ具シ海軍大臣ニ報告スヘシ
第三十一條 艦隊司令長官又ハ獨立部隊司令官任用令第二十三
條、第二十三條ノ二又ハ進級令第十八條ニ依ル任用進級ヲ行
ヒタル時ハ其ノ旨速ニ海軍大臣ニ報告スルト同時ニ在籍鎮守
府司令長官ニ通牒クヘシ

艦隊司令長官又ハ獨立部隊司令官任用令第二十二條ノ二第二
項又ハ進級令第十五條第三項ニ依ル任用進級ヲ行ヒタルトキ
ハ其ノ旨速ニ在籍鎮守府司令長官ニ通牒スヘシ

第三十二條 拔擢名簿調製官ハ其ノ部下ニシテ任用令第二十三

條第一項第二號、第二十五條、第二十六條又ハ進級令第十八
條第一項第二號、第二十條ノ二、第二十一條、第二十一條ノ
二若ハ本則第三十條ノ規定ニ該當スト認ムルモノ危篤ニ陥リ
タルトキハ時機ヲ失セス理由ヲ附シ召集ヲ解除セラルトキ
ハ意見ヲ附シ士官、候補生及見習尉官ニ在リテハ海軍大臣ニ、
特務士官及准士官ニ在リテハ在籍鎮守府司令長官ニ報告シ下
陷リタル者又ハ公務ノ爲潛水艦ニ在リテ潛航勤務中避クヘカ
航空機ニ搭乗中避クヘカラサル變故ニ因リ傷痍ヲ受ケ危篤ニ

士官及兵長ニ在リテハ在籍鎮守府司令長官又ハ艦隊若ハ獨立部隊ノ司令長官若ハ司令官ニ具申シ現役満期現役免除歸休又ハ召集解除ノ爲在籍鎮守府所屬海兵團ニ入團セシムルトキハ意見書様式第六ヲ調製シ之ヲ海兵團長ニ移牒スヘシ但シ海兵團ニ入團セシメス直ニ歸郷セシムルトキハ鎮守府司令長官ニ之ヲ具申スヘシ

別表第一號

海軍武官候補名簿及拔擢名簿調製區分表

軍令部	經理學 軍學 兵學 醫學 學校	海軍省	佐官	尉官	特務士官	
軍令部次長	校長	局次長	候補名簿調製官	拔擢名簿調製官	候補名簿調製官	
大公使館附武官	部次長	教校頭長	局長	官	教官	首席副官
在大使館附武官	首席副官	課長	(課長ナキトキハ首席局員)	兵學監事長	教頭	拔擢名簿調製官
						下

海兵團長前項ノ移牒ヲ受ケタルトキハ其ノ部下ニシテ前項ノ規定ニ該當スト認ムル者ト共ニ之ヲ鎮守府司令長官ニ具申スヘシ

鎮守府司令長官ハ特務士官及准士官ニ對スル本條第一項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ海軍大臣ニ具申スヘシ

水路部	潛水艦部	施設本部	電波本部	航空本部	艦政本部			
水路部長	潛水艦部長	施設本部長	電波本部長	航空本部長	艦政本部長			
部長	部長	部長	本部長	本部長	部長	本部長	艦裝員	造船造兵監督長
				(造船造兵監督長)			技術研究所長	本部長

籍

課長	部長	首席員	課長	部長	課長	部長	造兵監督會計官	造兵監督官	課長	部長	造船造兵監督會計官	造船造兵監督官	課長	部長
----	----	-----	----	----	----	----	---------	-------	----	----	-----------	---------	----	----

高等軍法會議		東京軍法會議		官		高等軍法會議首席法務		官		高等軍法會議首席法務		官	
工廠所長	工廠部長	工廠部長	艦船部長	軍需部長	施設部長	經理部長	地方人事部長	人事部長	鎮守府主計長	鎮守府軍醫長	參謀副長	參謀副長	司令長官
工廠所長	工廠部長	工廠部長	艦船部長	軍需部長	施設部長	經理部長	地方人事部長	人事部長	鎮守府主計長	鎮守府軍醫長	參謀副長	參謀副長	司令長官
工廠所長	工廠部長	工廠部長	艦船部長	軍需部長	施設部長	經理部長	地方人事部長	人事部長	鎮守府主計長	鎮守府軍醫長	參謀副長	參謀副長	司令長官
工廠所長	工廠部長	工廠部長	艦船部長	軍需部長	施設部長	經理部長	地方人事部長	人事部長	鎮守府主計長	鎮守府軍醫長	參謀副長	參謀副長	司令長官

鎮

鎮

守

府

鎮守府司令長官

分院長	病院長	療品廠部長	療品廠部長	衣糧廠支廠長	衣糧廠部長	燃料廠所長	燃料廠部長	火藥廠所長	火藥廠部長	航空廠所長	航空廠部長	航空廠支廠長	航空技术厂所长	航空技术厂长
-----	-----	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	---------	--------

守

分院長	病院部長	療品廠部長	療品廠部長	衣糧廠支廠長	衣糧廠部長	燃料廠所長	燃料廠部長	火藥廠所長	火藥廠部長	航空廠所長	航空廠部長	航空廠支廠長	航空技术厂所长	航空技术厂长
-----	------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	---------	--------

驅掃水輸海砲潛驅	特哨敷艦	防警備	地	艦裝員	航信隊	聯合航	警備隊	防備隊	海兵團	港務部	軍法會議首席法務官
潛海雷送防艦水逐	務戒設	備戰隊	方在勤	艦裝員	空隊分遣隊	空隊司令	潛水艦	海兵團	長	長	
隊隊隊隊隊隊隊隊	艦艇艇	司令官	武官	長	司令	司令官	基地隊	司令	長	長	司令官
司	長長長	長	長	長	長	令	司令官	司令	長	長	官
令	長長長	長	長	長	長	令	司令官	司令	長	長	官

府

驅掃水輸海砲潛驅	特哨敷艦	防警備	地	艦裝員	航信隊	聯合航	警備隊	防備隊	海兵團	港務部	軍法會議首席法務官
潛海雷送防艦水逐	務戒設	備戰隊	方在勤	艦裝員	空隊分遣隊	空隊司令	潛水艦	海兵團	長	長	
隊隊隊隊隊隊隊隊	艦艇艇	司令官	武官	長	司令	司令官	基地隊	司令	長	長	司令官
司	長長長	長	長	長	長	令	司令官	司令	長	長	官
令	長長長	長	長	長	長	令	司令官	司令	長	長	官

軍法會議首席法務官	分院長	病院長	工作部長	軍需部長	施設部長	經理部長	地方人事部長	人事部長	司令官	分校長	學校教頭	獨立
	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	驅掃水輪海砲潛驅 潛海雷送防艦水逐 艇艇艦艦長長長長長長

司

軍法會議首席法務官	分院長	病院長	工作部長	軍需部支部長	施設部課長	經理部課長	地方人事部長	人事部課長	參謀長	分校長	學校教頭	獨立
	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	驅掃水輪海砲潛驅 潛海雷送防艦水逐 艇艇艦艦長長長長長長

警

備

府

警備府司令長官

獨立	驅掃水輸海砲潛驅潛海雷送防艦水逐隊隊隊隊隊隊隊	特哨敷艦務戒設艦艇艇	地方在勤武官長長長長	通信隊司令	航空隊分遣隊司令	航空隊司令	聯合航空隊司令官令	防備隊司令	海兵團長	港務部長
驅掃水輸海砲潛驅潛海雷送防艦水逐隊艇艇艦艦長長長長長長長長	司令	長長長長長長長長	長長長長長長長長	司令	司令	司令	司令	司令	團長	部長

長

令

獨立	驅掃水輸海砲潛驅潛海雷送防艦水逐隊隊隊隊隊隊隊	特哨敷艦務戒設艦艇艇	地方在勤武官長長長長	通信隊司令	航空隊分遣隊司令	航空隊司令	首席參謀	防備隊司令	海兵團長	港務部長
驅掃水輸海砲潛驅潛海雷送防艦水逐隊艇艇艦艦長長長長長長長長	司令	長長長長長長長長	長長長長長長長長	司令	司令	司令	司令	司令	團長	部長

第十類 任用 進級 增俸

船

聯合航空總隊

隊

增俸

艦隊司令長官

參司
謀令
長官

謀

一七七

三、首席侍從武官將官タラサルトキ其ノ拔擢名簿調製官及候補名簿調製官

八人事局長トス

四、部外勤務ノ定員外武官、東京滯在ノ特命者及專務ノ皇族附武官、元帥副官若ハ軍事參議官副官ニシテ他ノ勤務ニ服セサル者ノ拔擢名簿調製官

八人事局長トス

五、特定ノ勤務ニ服セサル鎮守府附及鎮守府所在地滯在ノ特命者ノ拔擢名

簿調製官ハ人事長トス

六、本表ニ掲ケサル各部ニ在リテハ其ノ長ノ拔擢名簿調製官ハ直屬上官、

佐官尉官ノ拔擢名簿調製官ハ其ノ長トス

七、前各號ノ候補名簿調製官ハ本表所定ノ區分ニ依ル

八、戰時特設ノ部隊又ハ官廳ニ屬スル者ノ拔擢名簿又ハ候補名簿調製官ハ別ニ規定アルモノヲ除クノ外本表ニ準ス

特務士官准士官ノ拔擢名簿調製官ハ人事部長トス

三、本表ニ掲ケサル各部ニ在リテハ其ノ長ヲ特務士官以下ノ拔擢名簿調製官トス

四、前各號ノ候補名簿調製官ハ在籍鎮守府司令長官トス

五、戰時特設ノ部隊又ハ官廳ニ屬スル者ノ拔擢名簿又ハ候補名簿調製官ハ別ニ規定アルモノヲ除クノ外本表ニ準ス

別表第一號

海軍武官實役停年計算期日、拔擢名簿調製期日、拔擢名簿候補名簿進達(移牒)期限表

級セシムヘキ官種		任用進達期日	期限
佐	官	佐	官
特務士官	特務士官	七月二十日	計實
准士官	准士官	八月三十日	算役
下士官	下士官	八月三十一日	期停
八月三十日	八月三十日	七月二十一日	日年
九月一日	九月一日	九月一日	調拔
九月一日	九月一日	九月十日	製擢
九月十五日	九月十五日	九月十日	期名
		八月一日	日簿
		八月十日	(候補名簿調製官ニ進達)
		八月十五日	進海軍達大臣限

樣式第一

樣式第一

備 考	調製官所見	職爵氏名印
一、官氏名ハ官別先任順ニ列記スルモノトス 所見ハ要スルトキノミ記載スヘシ		

年月目

在籍鎮守府司令長官爵氏名殿

特務士官タル各科少尉ニ任用拔擢名簿

職爵氏名印

所調 製 見官	特務士官タル各科少尉ニ任用拔擢名簿										職爵氏 名印	
	年 月 日	在籍鎮守府司令長官爵氏名殿	拔擢順序	實役	停年	海 上 務 日 數	勤 (航空勤 務日數)	進級令第 九條ノ除算 (刑罰ヲ除ク)及 其ノ日數	現官 中	官	氏	名
一	一	二	一	一	一	何年何月何日	何年何月何日	同	海軍兵曹長	何	某	
									海軍飛行兵曹長	何	某	
									海軍機關兵曹長	何	某	
									海軍整備兵曹長	何	某	
									同	何	某	
									海軍衛生兵曹長	何	某	
									海軍主計兵曹長	何	某	

様式第三

所直調屬上官ノ 見	職爵氏 名印	年月日	海軍大臣爵氏名蹟	職爵氏 名印
考備	考備	候補順序	實役停年	海軍中尉ニ進級セシムヘキ者（特務士官タル海軍少尉ニ任用スヘキ者）
一一、官氏名ハ官別先任順ニ列記スルモノトス 所見ハ要スルトキノミ記載スヘシ		一	何年何月何日	務日數（航空勤務日數）（刑罰ヲ除ク）及其ノ日數現官中（刑罰）
二、官氏名先任順ニ列記スルモノトス 候補名簿ハ官別ニ各別紙ニ調製スヘシ		二	何年何月何日	官
三、要スルトキハ選拔ノ理由ヲ各候補者ニ就キ各別紙ニ記載添附スヘシ 四、任用進級實役停年ヲ有スル者ニシテ候補名簿ニ載セサル者アルトキハ官氏名及事由ヲ別紙ニ列記シ之ヲ候補名簿ニ添附スヘシ		三	同何某	記事
			拔擢進級至當ト認ム	

様式第四

年月日

職爵氏名印

在籍鎮守府司令長官爵氏名殿

拔

擢

名

簿

上等兵曹ヨリ兵曹長ニ進級セシムヘキ者掌砲（一等兵曹ヨリ上等兵曹ニ進級セシムヘキ者掌水雷、魚雷）（水兵長ヨリ二等兵曹ニ任用スヘキ者掌測的）

備	1	2	序順擢抜	
	6 5—1	6 2—20	年停役實	
	5 120 高砲	70 120 高砲	章技 (位順績成業卒)	試驗成績百分比
一、現官(職)任命時期早キ者ヨリ列記シ任命時期異ナル毎ニ各一行ノ空欄ヲ設ケ現官(職)任命時期同一ナル者ニ在リテハ拔擢順序ノ者ヨリ記載スヘシ	100	98	種甲	
二、特技章ハ最近附與セラレタルモノニ付記註スヘシ但シ掌飛行兵ニシテ航空機新搭乗員特別教育實施規程ニ依ル特別教育ヲ実施セルモノニ付テハ其ノ成績ヲ併記スヘシ	95	93	種乙	
	93	85	學通普	
	96	92	均平	
	90	80	點評務勤	
	潛 1—4	數 1—2	間期及務勤種特	
	徽優	優	章等優章徽等優	
	銃劍 初 三 段	一水 級	能技有特	
	特善 4.6 (人命救助)	昭和 表 3.7 (防火)	行善中(職)官現	
			罰刑中(職)官現	
	昭和 2. 5	大正 15. 11	月年命任(職)官現	
	大正 10. 11	大正 9. 11	月年任初官士下 リ在ニ者用任) (月年籍入ハテ	
	勳 八	勳 七	功勳	
	何	何	氏	
	某	某	名	
	志 29,381	志 24,189	號番籍入	

- 四、試験成績百分比ハ整數ニ止ムルモノトス
 五、特種勤務トシテ記載スヘキモノ左ノ如シ
 (イ) 現官(職)中一年以上潛水艦乗員タル者
 (ロ) 現官中一年以上教員ノ配置ニ在ル者
 六、優等徽章、優等章ハ現官(職)中海軍検定優賞令ニ依リ付與セラレタルモノニ付記註スヘシ
 七、特有技能ハ武技、體技ノ有段又ハ之ニ準スヘキモノニ付記載スヘシ
 八、現官(職)中善行ハ特別善行章ノ附與及善行表彰ニ付其ノ年月及善行ノ概要ヲ記註スヘシ
 九、現官(職)中刑罰ハ裁判確定又ハ言渡年月日、犯行概要及處分事項ヲ記載スヘシ但シ免除セラレタルモノハ(免)ト附記スル
 モノトス

様式第五

年 月 日

下士官進級任用決定候補名簿

職爵 氏名 印

決定候補順序

官 職 勳 功 氏 名

様式第六

〔海三十四〕 諸二ノ三四九

意見書

掌砲(掌帆)

入籍番號 官(職)位勳

氏

名

海軍出身年月日
下士官初任年月日現官(職)任命年月日
現役滿期又ハ召集解除年月日現官(職)經過年月日
實役停年

勤務評點

罰

備見
年月日

職爵 氏

名印

- 一、第十六條ノ規定ニ準シ特修兵ノ區分ヲ、又師範學校ヲ卒業シ國民學校ノ教職ニ就クノ資格ヲ有スル者ニ付テハ其ノ旨ヲ入籍番號ノ上ニ記載スヘシ
- 二、特技章及卒業成績順位ハ様式第四ニ準シ記註スルモノトス
- 三、現官(職)經過年月日ハ現役滿期ノ者ニ在リテハ現役滿期ノ日迄ヲ、召集解除ノ者ニ在リテハ現役(歸休中ノ日數ヲ除ク)及召集中ノ日數ヲ通算シ召集解除ノ前日迄ヲ計上記註スヘシ
- 四、實役停年ハ退廩ノ前日迄ヲ計上記入シ以後退廩迄ノ停年ハ海兵團ニ於テ計算シ側方ニ朱書スヘシ
- 五、罰ニ關スル記事ハ朱書スヘシ
- 六、功績、技術欄ニハ任用令第二十六條、進級令第二十一條ノ規定ニ該當スル勳績其ノ他ヲ記載スヘシ